

○東京芸術大学藝大アートプラザ規則

〔平成17年11月17日〕
制 定

改正 平成19年3月28日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京芸術大学学則第22条の規定に基づき、東京芸術大学藝大アートプラザ（以下「プラザ」という。）の目的その他必要な事項について定める。

(目的)

第2条 プラザは、本学が企画開発した作品等並びに本学の教職員、学生及び本学の卒業生が創作した作品等を社会に対して積極的に発信することにより、本学の教育研究成果を広く一般に提供するとともに、文化芸術を社会の身近なものとし、もって心豊かな生活や活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 プラザは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学が企画開発した作品等並びに本学の教職員及び学生が創作した作品等を展示及び頒布すること。
- (2) 本学の卒業生が創作した作品等を展示及び頒布すること。
- (3) 芸術教育に関し有用な資料を展示及び頒布すること。
- (4) その他プラザの目的を達成するための業務に関すること。

(委託)

第4条 プラザは、第3条に掲げる業務の一部又は全部を第三者に委託することができる。

2 プラザは、前項に基づき第三者にその業務を委託した場合、プラザの設置目的を達成するため密接に連携を図らなければならない。

(組織)

第5条 プラザに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 所長
- (2) その他必要な職員

(所長)

第6条 所長は、学長が指名する役員又は職員をもって充てる。

2 所長の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(企画推進室)

第7条 プラザに企画推進室を置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 所長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。
 - ア プラザの管理運営に関する基本事項
 - イ プラザで展示・頒布等する芸術作品等の基本事項
 - ウ その他所長が必要と認めた事項
- (2) プラザの日常的な企画・運営に関する次の事項を審議する。
 - ア プラザに展示及び頒布する作品等の選定
 - イ 本学が企画開発する作品等の立案

ウ 関係部局との調整

- 2 企画推進室に室長を置き、所長をもって充てる。
- 3 企画推進室は、室長及び次に掲げる者（以下「室員」という。）を持って組織する。
 - (1) 美術学部教授会構成員（大学美術館の教員を除く。）から美術学部長が推薦した教員 2人
 - (2) 音楽学部教授会構成員から音楽学部長が推薦した教員 2人
 - (3) 大学美術館の専任の教員（助教及び助手を除く。）から大学美術館長が推薦した教員 1人
 - (4) その他室長が指名した者 若干人
- 4 前項の室員は、学長が任命する。
- 5 第3項に掲げる室員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 第4条により、プラザの業務を委託した場合には、第1項第2号に掲げる事項を審議する際、受託者が推薦した者1人を参加させることができる。

（庶務）

第8条 プラザに関する事務は、社会連携推進課で行う。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、プラザに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年11月17日から施行する。
- 2 この規則の施行後、初めて任命される所長の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとし、初めて任命される室員の任期は、第7条第5項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。